

旅券(パスポート)申請のご案内

2023年3月27日改訂 長野県

この「旅券(パスポート)申請のご案内」の内容は、窓口で申請する場合の内容です。

電子申請(一部手続きのみ)で申請を希望する場合は、長野県HPを参照してください。



(長野県HP)

- 長野県で申請できる方は、日本国籍を有し、県内に住民登録がある方又は居所(3頁参照)を有する方です。
- この「ご案内」に書かれていないケースや手続きにご不明な点がある場合は、旅券窓口(5頁参照)へお問い合わせください。
- 飯田市、小諸市、千曲市、軽井沢町に住民登録がある方は、原則としてそれぞれの市役所・町役場の窓口で申請してください。ただし、県内他市町村に勤務・通学又はお住まいのある方は最寄りの窓口で申請できる場合がありますので、事前にご相談ください。
- 申請の際には、ご本人確認を厳格に行うことが定められていますのでご理解をお願いします。個人情報をお尋ねすることがありますが、差し支えがある方は遠慮なく職員へお申し出ください。※頂いた個人情報は旅券事務以外には使用しません。

令和5年3月27日から申請手続きが変更になりました。

- ・ 今後は、戸籍謄本の提出が必要です。(戸籍抄本不可)(2頁参照)
- ・ 査証欄の増補申請が廃止されました。今後は、査証欄に余白が少なくなった場合は、「残存有効期間同一旅券申請」あるいは「切替新規申請」のいずれかの申請をお願いします。(2頁参照)
- ・ 申請書が変更になりました。新しい申請書(令和5年3月改訂版)は、旅券窓口にて用意しています。(古い申請書は使えませんのでご注意ください。)
- ・ 旅券発給申請手続きの一部(有効期限1年未満になった場合の切替、査証欄余白が少なくなった場合)で電子申請が可能になりました。

長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai/sangyo/kokusai/passport/annai/index.html>

旅券の取得の有無や所持する旅券の状況などの条件により必要書類は異なります。

以下の①～⑧の中からご自分に当てはまる項目を選び、右欄の書類(○や※のついたもの)をご持参ください。(戸籍謄本については、本籍のある市役所・町村役場で、パスポート用写真については、事前に写真館等でお撮りいただき、ご準備ください。)

- ◆一般旅券発給申請書は10年用と5年用があります。申請時に18歳未満の方は5年用のみ、18歳以上の方はどちらかを選択できます。
- ◆旅券番号 新たな旅券が発給されるたびに旅券番号は変わります。
- ◆前回旅券 有効期間中の旅券は、申請時にご提示いただきます。新しい旅券の交付時に、再度持参いただき、無効処理の上、お返しします。(残存有効期間は失効)
- ◆申請に必要な書類や記入事項に不備がある場合は受理できないことがあります。
- ◆手数料(収入印紙と長野県収入証紙)は受取り時にお持ちください。(4頁参照)

申請に必要な書類

	一般旅券発給申請書(1枚)	戸籍謄本(1通)(2頁参照)	本人確認のための書類(原本)(2頁参照)	パスポート用写真(2〜3頁参照)	前回発給を受けた旅券	紛失一般旅券等届出書(1枚)	その他の書類	
① 初めて旅券申請をする	○	○	○	1枚				
② 前回取得した旅券の有効期限が切れた	○	○	○	1枚	※1			
有効旅券の姓名、本籍地など、身分事項頁に変更があった								
③ 有効旅券を切替えて新たに10年又は5年旅券を申請する(訂正新規申請)	新規	○		1枚	○			
④ 有効旅券満了日が同一の旅券を申請する(残存有効期間同一旅券申請) *A	同一	※2		1枚	※5			
身分事項頁に変更はない								
⑤ 有効旅券の残存有効期間が1年未満になった(切替新規申請)(電子申請可能)	○	※3		1枚	○※5			
⑥ 有効旅券の査証欄の余白が少なくなった *B (電子申請可能)	○	※3		1枚	○※5			
⑦ 有効旅券が損傷している	○	※3	※4	1枚	○※5		○※6	
⑧ 有効旅券の紛失	ア 有効旅券を紛失したため新たな旅券申請する		○	○	○	2枚	○	○※7
	イ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国した		○	○	○	1枚		○※8

- ※1 有効期限切れの旅券は可能な限りお持ちください。申請時に確認後、無効処理をしてお返しします。
- ※2 変更の経過が確認できる戸籍謄本が必要です。(除籍謄本、原戸籍が必要になる場合もあります。)
- ※3 旅券としての体裁を留めないほどの損傷や旅券の氏名等人定情報が読み取れない場合は、戸籍謄本が必要です。戸籍の提出が不要な方も、本籍地(番地まで)を確認の上申請してください。
- ※4 氏名等の人定情報が確認できる場合は不要です。
- ※5 前回発給を受けた有効期間中の旅券は申請時に確認し、一度返却します。新しい旅券の交付時に再度持参してください。(無効処理の上、お返しします。)
- ※6 損傷の経緯を記載した事情説明書(様式は窓口にあります)が必要です。
- ※7 有効旅券を紛失又は焼失した場合は、必ず本人が紛失届を提出してください。(3頁参照)
- ※8 「帰国のための渡航書」をお持ちください。
- *A 残存有効期間同一旅券申請の手続きは2頁を参照してください。
- *B 査証欄の余白が少なくなった場合は、切替新規申請、又は残存有効期間同一旅券申請ができます。(2頁参照)

住民票が必要な方
(発行から6か月以内のもの)

- ・ 県外に住民登録をしていて、長野県内の地域振興局で居所申請する方(3頁参照)
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方
- ・ 住民票を異動して間もない(2日位)方(異動後の住民票が必要です。)

戸籍謄本(戸籍抄本、改製原戸籍、戸籍の附票は使用できません)

- 申請日前6か月以内に発行されたもの。
- 同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合、戸籍謄本1通で全員の申請ができます。
- 切替新規申請の場合、氏名や本籍の都道府県等に変更がなければ戸籍謄本は不要です。
ただし、外国姓等で別名併記を希望される方や未成年の方、一時帰国の方等は確認のために必要になることがありますので、事前にお問い合わせください。

本人確認のための書類(有効な原本、コピーは不可)

- 氏名、生年月日、性別、ふりがな、住所、本籍地など記載事項が申請書の内容と一致しているものをお持ちください。
- 中学生以下で本人確認書類が揃わない場合は、親権者の本人確認書類をお持ちください。(親権者以外が代理提出する場合は申請者の本人確認書類が必要です。)
- 代理提出をする場合は、申請者本人と代理提出者双方の本人確認書類が必要です。
- 該当するものがない場合は事前にご相談ください。

1点で確認 下記からいずれか1点	2点で確認 A欄1点を含む2点(A欄2点又はA欄1点+B欄1点) ※B欄2点は不可	
	A欄	B欄
<ul style="list-style-type: none"> ○日本国旅券(有効旅券又は失効後6か月以内の旅券) ○運転免許証(日本国発行の国際運転免許証と仮運転免許証を含む) ○運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの) ○個人番号カード(マイナンバーカード) ※個人番号通知カードは不可 ○写真付き住民基本台帳カード ○写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) ○船員手帳 ○小型船舶操縦免許証 ○戦傷病者手帳 ○電気工事士免状 ○認定電気工事従事者認定証 ○耐空検査員の証 ○動力車操縦者運転免許証 ○教習資格認定証 ○警備業法第二十三条第四項に規定する合格証明書 ○官公庁職員身分証明書(写真付) 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険被保険者証 ○国民健康保険被保険者証 ○船員保険被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○共済組合員証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○国民年金手帳(証書) ○基礎年金番号通知書 ○厚生年金保険年金証書 ○船員保険年金証書 ○共済年金証書 ○恩給証書 ○印鑑登録証明書(6か月以内)と登録印 	<ul style="list-style-type: none"> ○学生証(写真付) (中学校の生徒手帳は写真なしでも可) ○会社の身分証明書(写真付。入構証は不可。) ○公の機関が発行した写真付の資格証明書 (例:消防設備士免状、危険物取扱者免状 等) ○失効後6か月を経過した日本国旅券 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○運転経歴証明書 (平成24年3月31日以前に交付されたもの) ○市町村(本籍地)発行の身分証明書(6か月以内) ○母子手帳(中学生まで) 等

残存有効期間同一旅券申請について

- 有効旅券の氏名、本籍の都道府県名など身分事項頁に変更があった場合、又は身分事項に変更はないが査証欄の余白が少なくなった場合に、有効期間満了日を変えずに新しい旅券を発行する「残存有効期間同一旅券申請」をすることができます。
- 新たに10年用又は5年用旅券に切替えることもできます。

	残存有効期間同一旅券申請	10年用又は5年用への切替申請
申請書	一般旅券発給申請書(残存有効期間同一用)	一般旅券発給申請書(10年用又は5年用)
申請に必要な書類	【身分事項頁に変更があった場合】 【査証欄の余白が少なくなった場合】	(変更経過のわかる) 戸籍謄本1通、写真1枚、有効旅券 写真1枚、有効旅券
有効期間	発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで	有効旅券(現在の旅券)の残存有効期間は失効し、発行日から10年間又は5年間
手数料(※)	6,000円	10年用 16,000円、5年用 11,000円 12歳未満 6,000円(※)
その他	写真、所持人自署(サイン)、旅券番号は変更となります。	

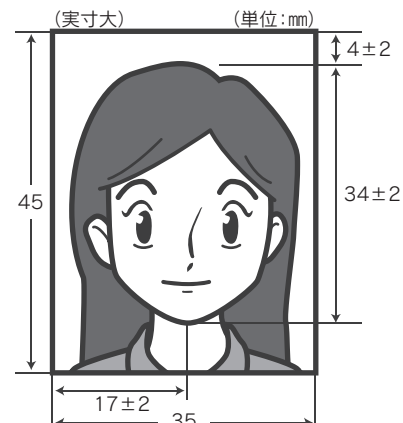
※令和5年3月27日以降に受理した申請について、旅券発行後6か月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に再度申請する場合は、記載の手数料に加えて未交付失効旅券分の手数料もお支払いいただきます。(4頁参照)

写真(申請書に貼らずにお持ちください。貼付け済みの場合はそのまま、予備の写真があれば複数枚お持ちください)

- 旅券用写真の規格は、国際民間航空機関(ICA0)の勧告に基づいて定められています。旅券は海外において唯一の身分証明書であり、旅券用写真は本人確認を行う上で非常に重要です。
- 3頁の「不適当な写真例」のような写真は、出入国にあたり本人確認に支障が生じる恐れがありますので、規格に合った写真の提出をお願いします。

【提出写真の規格】

- 申請者本人のみが撮影されたもの ○無帽で正面を向いたもの
- 提出日前6か月以内に撮影されたもの(カラー・白黒どちらでも可)
(現在の容貌と著しく異なる場合には、撮り直しをお願いすることがあります)
- 縁なしで右図の各寸法を満たしたもの
※顔の寸法は頭頂からあごまでです。頭髪のボリュームが大きい場合は、「両目の中心から頭頂までの距離」が、「両目の中心からあごまでの距離」と等しいものとみなします。
- 背景については、無地(均一)の淡い色としてください。(影・グラデーションがないもの)



有効旅券を紛失又は焼失した方の届出(紛失届)について

- 有効旅券を紛失、盗難又は焼失した場合、**申請者本人**が遅滞なく旅券窓口へ届け出てください。(代理提出不可)
- 紛失の届出書と旅券発給申請を同時に提出することができます。

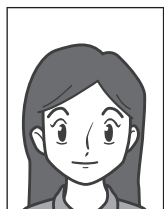
必要書類	説明
紛失一般旅券等届出書	申請書は各窓口にあります。
写真	紛失の届出のみの場合は1枚、届出と同時に新たに申請する場合は2枚。
旅券の紛失又は焼失を立証する書類	警察への盗難届、遺失物届を立証する書類(入手できない場合は届出受理番号) 消防署又は市町村の発行する罹災証明書 ※上記書類の提出が困難な場合は、その理由を詳細に記入した事情説明書(様式は窓口にあります)を提出してください。 ただし、自宅内で紛失した場合「遺失物届」の対象とならない場合は、事情説明書の提出は不要です。
本人確認書類	2頁の「本人確認のための書類」からお持ちください。(原本)
戸籍謄本	紛失の届出と同時に旅券の発給申請をする場合は必要になります。

長野県に住民登録がない方(一時帰国者を含む)の申請(居所申請)について

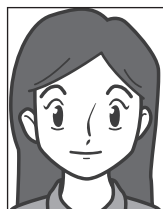
- 他の都道府県に住民登録していても、長野県内に居所があり、以下に該当するときは長野県内の地域振興局の窓口で旅券申請することができますので、事前にお問い合わせください。(飯田・小諸・千曲市役所及び軽井沢町役場の窓口では申請できません。)
- 代理申請はできませんので、申請者本人がお越しください。
- 通常の申請に必要な書類とともに以下の書類が必要となります。

区分	対象者	居所申請のために特別に必要な書類
	区分①・②共通	1 居所申請申出書(各旅券窓口へ配置。県HPからダウンロードすることも可能。) 2 住民票の写し(申請日前6か月以内に発行されたもの。広域交付住民票でも可。)1通
①	長野県内にお住まいの方	○ 居所に郵送された申請者宛の消印のある最新の郵便物、公共料金の請求書又は居所の賃貸契約書(申請者名義)
②	長野県に他の都道府県から通学・通勤されている方	いずれも学校や会社の所在地が記載されているもの。 ○ 通学の方: 学生証又は在学証明書 ○ 通勤の方: 会社の身分証明書(写真付き。入構証は不可。)又は在籍証明書(県HPからダウンロード可)
	一時帰国者	1 居所申請申出書 2 一時帰国が確認できる書類 外国政府が発行した有効な査証、滞在許可証、外国人登録証、永住証明書、再入国許可証、在留国の旅券(二重国籍者の場合)のいずれか1点

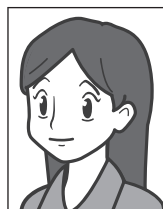
【不適当な写真例】 以下に例示したもの以外にも撮り直しをお願いすることがあります。



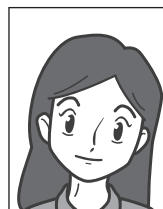
指定の寸法を満たしていないもの



指定の寸法を超えているもの



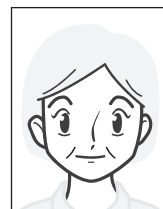
顔が横向きなもの



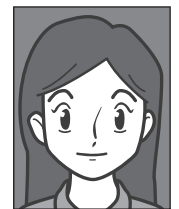
顔が左右に傾いているもの



口角が上がるなどにより実際の容姿と著しく異なるもの



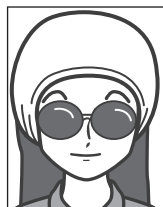
人物と背景の境界が不明瞭なもの



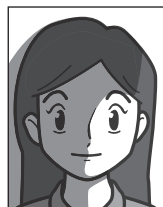
背景の色がきつく人物を特定しづらいもの



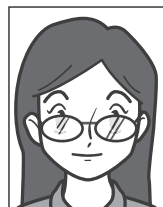
髪の毛や衣服で、顔の輪郭が隠れるもの、前髪やつげまつ毛の影等で目元がはっきりしないもの



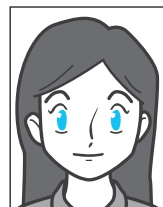
幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの、サングラスをかけ人物を特定できないもの



影があるもの、顔に光の反射、てかりやムラがあるもの



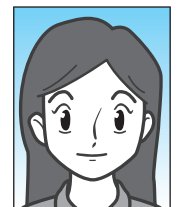
眼鏡のフレームやレンズの反射が黒目にかかっているもの



カラーコンタクトレンズやティファインを装着したのもの



椅子等背景があるもの(コート・バーカー等のフードが背景に見えるもの)



グラデーション等があるもの(背景が無地で均でないもの)

その他

- 目の周辺に、髪の毛、眼鏡、つけまつげ等の一部、あるいはその陰が入らないようにしてください。
- より確実な本人確認のため、眼鏡を外した写真を推奨します。
- 帽子や衣服、布、マスク、イヤリング、ピアス、カチューシャ、大きいヘアピン、ばんそうこうなど顔の器官や頭の輪郭が隠れるような装飾品等があるものは不適当です。
- デジタル印刷の場合、ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ模様)、インクのにじみなどがみられるものは不適当ですので、写真専用紙を使用し、鮮明な画質で印刷してください。スマホアプリ等で撮影した写真で、サイズが規格に合っていないものや、修正(背景含む)を加えたものは受理できません。
- 頭髮の色や、衣服の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくいものや、**横の余白が2mm未満のものは、撮り直しをお願いする場合があります。**
- 乳幼児など丸顔の場合に、顔の長さを最小である32mmとしても写真の横幅内に顔が収まらない場合は、耳を含めた顔全体を写真に収めてください。この場合、縦方向が32mmに満たなくても構いません。

旅券（パスポート）の受取り時に必要なもの

※年齢に関係なく、本人でなければ受取ることができません。

現在お持ちの有効な旅券 ※切替新規・訂正新規・残存有効期間同一旅券申請をした方のみ

一般旅券受理票（兼引換書）

交付手数料（下記手数料分の収入印紙及び長野県収入証紙）

申請旅券の種類	手数料			交付までに要する期間	
	手数料合計	収入印紙	長野県収入証紙	長野地域振興局以外	長野地域振興局
10年用旅券	16,000円	14,000円	2,000円	8日 ※1	6日 ※1
5年用旅券	12歳以上	11,000円	9,000円		
	0～11歳	6,000円	4,000円		
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円		

○前回未交付失効該当者（※2）の方は、上記手数料に加えて、以下の手数料もお支払いいただきます。

※1 申請日からの日数
（土日祝休日年末年始を除く。）

上記手数料に加えて 支払いいただく額	手数料合計	収入印紙	長野県収入証紙
	6,000円	4,000円	2,000円

※2 令和5年3月27日以降に受理した申請について、旅券発行後6か月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に再度申請する方

○旅券の申請と交付は同一窓口となります。ただし、日曜交付を希望して、地域振興局窓口で手続きをした方は、長野又は松本の窓口で受取りができます。（交付予定日は、申請窓口で確認してください。）

○旅券は申請から6か月以内に必ず受け取ってください。（発行日から6か月を経過すると失効します。）

○収入印紙と長野県収入証紙は旅券窓口では販売しておりませんので、受取り前に購入してお越しください。

購入場所は申請の際に窓口でお問い合わせください。

〈参考〉長野県HP収入証紙売さばき市町村一覧 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/syoushi>

申請に係る注意事項

申請書類の代理提出をする方

○申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄へ申請者、引受人がそれぞれ記入してください。

ただし、申請者が未成年で、親権者が代わって申請するときは記入不要です。

○「所持人自署」、「刑罰等関係」欄は、必ず申請者本人が自署してください。

○本人確認のための書類は、申請者本人と代理提出者双方のものがが必要です。

○次の場合は申請書類の代理提出は認められません。

紛失・焼失の届出をする場合、居所申請をする場合、「刑罰等関係」欄に該当する項目のある場合等

申請日に18歳未満の方

○申請できる旅券は5年用旅券のみです。

○申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、親権者又は後見人の署名が必要です。

○親権者が遠隔地（海外等）に在住等の理由で申請書に署名ができないときは事前に窓口へ相談してください。親権者の「旅券申請同意書」（県HPからダウンロード可）を郵送された封筒とともに提出してください。

「刑罰等関係」欄に該当する方

○旅券申請時に「渡航事情説明書」と必要書類（起訴状の写しや判決謄本等）を提出いただく必要があります。

○審査に1～2か月程度を要しますので、余裕をもって窓口にご相談ください。

日曜日に旅券の受取りを希望する方

○長野、松本以外の地域振興局窓口で申請する方で、日曜日に長野又は松本の窓口で旅券の受取りを希望する方は、申請時に「日曜交付希望申出書」（県HPからダウンロード可）が必要ですので窓口へお申し出ください。（申請後の変更はできません。）

虚偽申請の罰則

○申請に関する書類に虚偽の記載をすると、旅券法第23条の規定により罰せられることがあります。

年齢の数え方

○年齢の数え方は、「年齢計算に関する法律」により、誕生日の前日に1歳加算されます。

査証（ビザ）について

○査証（ビザ）についてのお問い合わせは、日本にある渡航先国の大使館（領事館）へお願いします。

入国時に残存有効期間が一定期間（例：6か月以上）必要な国もありますので、有効旅券をお持ちの方は残存有効期間にご注意ください。

広告

www.studio-popuri.com

口コミやリピーターが多いポプリの証明写真

パスポート写真に
技術力が出る！

長く使うものだから満足のいく証明写真を！

ポプリは（協）日本写真館協会員で、IDフォートの認定店です



■ お急ぎスピードタイプ

撮影後、10～15分でお渡しできます。

■ 焼増しタイプ

通常翌日午後3時以降のお渡しです。

データは2年間保管。焼増し可能です。

★ CDデータ販売

出張先などで必要になった時に、ご自分で

プリントできるため、便利です。

■ 乳幼児の撮影

おまかせください。

写真スタジオ ポプリ

〒381-0045 長野市桐原2-10-30

AM9:30～PM6:00 毎週水曜定休

☎0120-198-648



旅券窓口のご案内

※申請は、閉庁時間の30分前までにお越しください。

○昼の時間帯(12:00~13:00)、延長窓口の時間帯(17:00~19:00)は混みますので、余裕をもってお越しください。

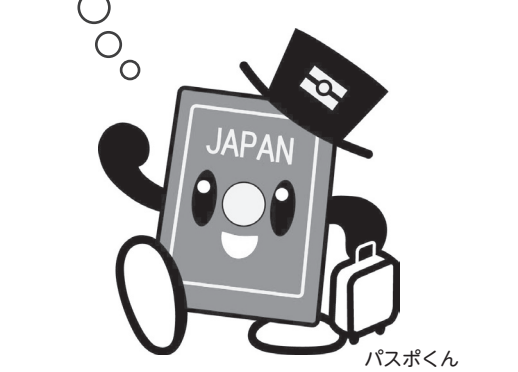
名称	長野地域振興局	松本地域振興局	佐久地域振興局	上田地域振興局
所在地	〒380-0836 長野市大字南長野南県庁686-1	〒390-0852 松本市大字島立1020	〒385-8533 佐久市跡部65-1	〒386-8555 上田市材木町1-2-6
電話番号	☎026-233-5151	☎0263-47-7800	☎0267-63-3111	☎0268-23-1260
案内図				
開庁時間	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00 日曜日(受取りのみ) 9:00~12:30 13:30~17:00		月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00
休業日	土曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)		土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)

名称	諏訪地域振興局	上伊那地域振興局	南信州地域振興局	木曾地域振興局
所在地	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10	〒396-8666 伊那市荒井3497	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1
電話番号	☎0266-53-6000	☎0265-78-2111	☎0265-23-1111	☎0264-24-2211
案内図				
開庁時間	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00	月・火・水・金 8:30~17:00 木 8:30~19:00	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00
休業日	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)

名称	北アルプス地域振興局	北信地域振興局	飯田市役所市民課	小諸市役所市民課
所在地	〒398-8602 大町市大町1058-2	〒383-8515 中野市大字壁田955	〒395-8501 飯田市大久保町2534	〒384-8501 小諸市相生町3-3-3
電話番号	☎0261-22-5111	☎0269-22-3111	☎0265-22-4511	☎0267-22-1700
案内図				
開庁時間	月・火・水・金 8:30~17:00 木 8:30~19:00	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00 第2土曜日(受取りのみ) 8:30~17:15	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00
休業日	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)

名称	軽井沢町役場住民課	千曲市役所市民課
所在地	〒389-0192 軽井沢町大字長倉2381-1	〒387-8511 千曲市杭瀬下2丁目1
電話番号	☎0267-45-8540	☎026-273-1111
案内図		
開庁時間	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00	月・水・金 8:30~17:00 火・木 8:30~19:00 第2日曜日(受取りのみ) 8:30~17:15
休業日	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日)

窓口には余裕をもってお越しください!



申請書記入例

◆注意書きをよく読んでから記入してください。◆

ご注意

- 1 申請書は機械で読み取るので、折ったり、汚したりしないでください。
- 2 黒又は青の濃いインク（ボールペン）で所定の枠内に正確に記入してください。（消せるボールペンやにじむペンは不可）
- 3 記入ミスした場合は、二重線で抹消し、訂正してください。
- 4 「所持人自署」欄は、訂正ができませんので、新しい申請書に書きなおしてください。（えんぴつ等で下書きをするとそのまま旅券に転写されてしまうので、お止めください。）

所持人自署

この欄に書いた署名が旅券に転写され、外国で使用するサインになります。小学生等の児童も含め申請者本人が枠からはみ出さないように自署してください。字体は英字でも日本語でもかまいません。

（記入例）

漢字で書く場合

信州 次郎

ローマ字で書く場合

Jiro Shinshu

幼児等がひらがなで書く場合

しんしゅう じろう

（不適当な記入例）

「なぞり」

信州 次郎

「枠からはみ出し」

Jiro Shinshu

「インクのかすれ」

信州 次郎

「二段書き」

Jiro Shinshu

所持人自署の筆筆

申請者が乳幼児又は身体の障害等により署名が困難な場合は、次の方が代理で署名してください。

- ① 法定代理人（親権者・後見人）
- ② 配偶者
- ③ 渡航に同行する者

（記入例）

信州次郎
信州次郎(父)代筆

Jiro Shinshu
by: T. Shinshu(Father)

日本国内の緊急連絡先

渡航の際同行されない方を記入してください。

刑罰等関係

「はい」に該当する場合は、申請に先立って、旅券窓口（5頁参照）までお申し出ください。

必ず「令和5年3月改正」の申請書を使用してください。（7頁参照）

古い申請書で提出された場合は、「令和5年3月改正」の申請書へ書き直しをお願いします。

新規・切替		一般旅券発給申請書		5年用	
受理年月日	年 月 日	受理番号	年 月 日		
窓口記入欄	記入	1	2	3	4
有効期間	5 子供	発行年月日	交付年月日	旅券番号	確認
写真		氏名			
写真は貼らずにお持ちください 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm （ふちなし。頭は頭頂から額までが34mm±2mm） *提出された写真は旅券に転写されます。 *裏面に氏名を記載してください。		ヨミカタ（カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「カ」「ハ」等と記入してください。） シン シュウ ジロウ 姓（戸籍に記載のとおり、かき書体で記入してください）名 信州 次郎 ヘボン式ローマ字 姓 SHINSHU 名 JIRO			
所持人自署		性別		生年	
この署名は旅券にそのまま転写されます 信州次郎		性 男 別 男		年 月 日 18 04 10	
所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。 （例えば、by A. YAMADA (Mother) や by A. YAMADA (Father) など）		本籍 長野県 飯田市追手町〇丁目△番		旅券番号 1234567	
現住所 〒380-0837 長野県長野市大字南長野〇丁目△番 コーポ上田〇号		電話 026 (000) 0000 携帯 090 (0000) 0000		発行年月日 西暦で記入 20101019	
日本国内の緊急連絡先 住所 長野県長野市大字西長野〇丁目〇番〇号 氏名 信州 花子 申請者との関係 祖母 電話 026 (000) 0000		最終に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。		この申請書を提出する日の年齢 満(16)歳	
刑罰等関係 「はい」に該当する場合は、申請に先立って、旅券窓口（5頁参照）までお申し出ください。		外国籍の有無 現在外国の国籍を有していますか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>		取得年月日 年 月 日	
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		どの国の国籍ですか。	
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		取得の方法 どの国の国籍ですか。	
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生 <input type="checkbox"/> 外国人との出生 <input type="checkbox"/> 外国人との婚姻又は養子縁組 <input type="checkbox"/> 帰化申請又は国籍取得届出 <input type="checkbox"/>	
外務省 03 13条 10 別名併記 コード欄 04 対立地域 11 非ヘボン		記入しないください。		官庁コード	

枠内は申請者本人が記入してください。（原則として小学生以上は本人記入です）

広告



ご自宅から空港への 直行便!! 帰りもご自宅まで!

ラクラク3つの特徴

9人乗りジャンボタクシー
またはマイクロバスで運行!



**1名様から
予約OK!**

1名様でも
運行します

**スーツケース
も一緒!**

帰りはお土産がいっぱい!
往復ご利用の場合
冬は上着をお預かりします

**フライト
時刻に
合わせて運行**

早朝発便・深夜着便でも
前泊・後泊いらず!!

羽田 空港

特急便

乗合便

成田 空港

特急便

ご自宅

※空港を深夜0:00~5:00に発着する便は運休とさせていただきます。
※運賃は片道で高速代・税込です。

乗合便とは

- 1名様の場合 片道(高速代・税込)

大人**12,500円/人**~

小学生以下**8,000円**

- ①他のグループの方のご自宅を経由する場合がございます。
- ②車両を乗り換える場合がございます。
- ③他のお客様を約1時間ほどお待ちになる場合がございます。

特急便とは

- 1~4名様グループは
合計**54,000円/グループ**~

- 5名様以上は
13,500円/人~

- ①他のグループの方のご自宅を経由しません。
- ②車両の乗り換えがございません。
- ③他のお客様を待たずに、すぐに出発します。



車両ランクアップ!

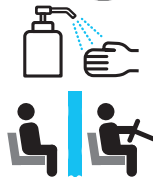
アルファードでの送迎も可能!

★詳しくはお問い合わせください。

感染拡大防止のための
取組みを実施しております。



- 手指消毒用のアルコールスプレーを用意しています。
- 使用する車両はドライバーとお客様との間に飛沫感染予防シートを取り付けております。



ご予約方法

フライトの便名をご準備のうえ、ご利用日の6日前までにご予約ください。
それ以降のご予約はご相談になります。運行予定は3日前に決定します。

★冬期・お盆期間・連休などの予約が集中する時は、6日前であっても便が満席になる場合がございます。
また一部送迎を致しかねる地域がございます。

中央タクシー

予約コールセンター

空港便専用ダイヤル
365日受付中!
受付9:00~17:30

TEL.026-282-0232

FAX.026-282-0188

ネットからもご予約いただけます。

<https://www.chuotaxi.co.jp>

中央タクシー 空港便 検索

ブルーカードで
ポイントが貯まる!



※広告は2023年3月時点の内容で、変更の場合もありますので、詳細は広告主にお問い合わせください。